



令和7年度 秋田県観光連盟 教育旅行誘致助成金について

秋田県観光連盟では、秋田県を訪れる教育旅行に対し、助成を行っています。
この機会に助成金制度を活用し、ぜひ秋田県へお越しください！

1 交付対象者

秋田県への教育旅行を行う学校



2 交付要件

- ① 小学校、中学校または高等学校等の教育旅行で、旅程の経路に秋田県の区域を含むこと。
- ② 旅程の経路において、航空機、船舶または鉄道を利用すること。
- ③ 秋田県内の旅程において、バスを利用すること。
- ④ 観光連盟の会員施設に1泊以上し、県内の2か所以上で体験学習を行うこと。

3 助成額

タイプA

大型：80,000円
大型以外：50,000円

上限：1校につき上限200,000円まで
・秋田県内で2泊以上する場合

タイプB

大型：30,000円
大型以外：20,000円

上限：1校につき100,000円まで
・秋田県内で1泊する場合

旅行会社が、助成金の交付手続きを学校の代わりに行う場合は、助成金とは別に「事務費」として、助成金交付額の25%を上限に旅行会社に対して支払うこともできます。（様式第2号の委任状必須）

※予算上限額に達し次第、受付終了となります。

【問い合わせ先】

一般社団法人 秋田県観光連盟 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
TEL 018-860-2267 FAX 018-860-3916 E-Mail : info@akita-kanko.com



手 続 き の 流 れ

申請者

(学校もしくは代行する旅行会社)

申請受付者

(秋田県観光連盟)

① 助成金の交付申請

< 必要書類 >

- ・助成金交付申請書（様式第1号）
 - ・旅程表
 - ・その他、会長が必要と認める書類（必要に応じて前年度の最終旅程表等）
- ※ 5営業日前までの申請をお願いします。
- ※押印不要としておりますので、メールまたは郵送で提出願います。
- ・旅行会社が代行する場合は学校からの委任状（様式第2号）

④ 教育旅行の実施

※ 交付決定後に内容変更・中止がある場合は、必ずご連絡ください。
その際は、以下の書類を提出願います。

- ・交付条件変更承認書（様式第4号）
- ・教育旅行中止（廃止）届（様式第5号）

② 申請書の受付・審査

③ 助成金交付決定書（様式第3号）の通知

⑤ 実績報告・請求書の提出

< 必要書類 >

- ・助成金実績報告書（様式第7号）
 - ・最終旅程表
 - ・航空機、船舶又は鉄道利用証明の写し
 - ・バス運行証明書（様式第8号）
 - ・宿泊証明書（様式第9号）
 - ・体験学習証明書（様式第10号）
 - ・助成金交付請求書（様式第11号）
 - ・旅行会社が代行する場合は事務費請求書（様式第12号）
- ※「体験学習証明書」は2か所分の提出が必要です。

⑥ 実績報告書の受付・審査

⑦ 助成金確定通知書（様式第13号）の通知及び助成金の支払い

特記事項

※ 交付要件②は、秋田県に向かう際、又は帰県する際に利用する交通手段を想定しており、隣県で乗降する場合も対象となります。（例：北海道から岩手県まで新幹線で移動し、秋田県にバスで移動する等）
なお、交付申請書の審査の際に、行程内容など本要綱の目的に適当でないと判断した場合には、不採択となる場合があります。

※ 交付要件④の「体験学習」は、ものづくり体験や有料施設見学、農業体験などが対象となります。
ただし、同一施設内での体験学習は1か所とみなしますのでご注意ください。

※ 天候等によりやむを得ず「体験学習」ができなかった場合に備え、代替案等の想定をお願いいたします。